

**i** 群馬県の最低賃金改正について

**群馬労働局**

群馬県最低賃金(地域別最低賃金)は、時間額837円から865円に改正され、令和3年10月2日から発効します。

最低賃金の対象となる賃金には、臨時または1月をこえる期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。なお、特定の製造業については、群馬県最低賃金より時間額が高い特定(産業別)最低賃金が定められています。

※中小企業・小規模事業者の方の賃金引上げ等を支援する下記の助成金もご活用ください。

○業務改善助成金

雇用環境・均等室 ☎027-896-4739

○雇用調整助成金

職業安定部対策課 ☎027-210-5008

<p><b>みんなチェック！最低賃金。</b></p> <p>群馬県最低賃金は</p> <p>時間額 <b>865</b> 円に</p> <p>令和3年10月2日より改正</p>
---

**i** 「新しい総会制度導入ガイド」の公開について

**全国中央会**

全国中央会では、「新しい総会制度導入ガイド～バーチャルオンリー型総会が選択可能になりました～」をホームページで公開しています。

本ガイドでは、法令に規定される組合総会手続において、開催形態(リアル型/ハイブリッド型/バーチャルオンリー型)の違いによる留意事項をはじめ、バーチャル出席方法を伴う総会(バーチャルオンリー型、ハイブリッド型)の運営におけるポイントについて総会手続フローに沿って説明しています。

詳細は全国中央会ホームページをご覧ください。制度改正についてご不明点がありましたら、本会へお問い合わせください。



全国中央会HP

**i** 中小企業向け測定基礎研修会の開催について

**(一社)群馬県計量協会**

計量士を講師に迎え、測定機器の基礎知識を学ぶとともに、実際にノギスやマイクロメーターを使用しながら、使用方法の注意点や誤差発生要因などを実践的に習得する「中小企業向け測定基礎研修会」を開催します。

なお、コロナ禍であることを考慮し、「3密を避け」、「マスク着用」、「ソーシャルディスタンスの確保」など感染防止対策を講じた上、定員を絞って行います。

**日時** 令和3年11月25日(休)  
13:30～16:30

**会場** 群馬県計量検定所「会議室」  
(前橋市下大島町81-13)

**参加費** 会員：1,000円 非会員：3,000円  
**定員** 15人

**締切** 令和3年11月4日(木)

※お申し込み、お問い合わせは、(一社)群馬県計量協会事務局まで。

☎027-263-8217

<p>◆商工中金金融相談所スケジュール 前橋支店 9:00～15:00</p>
---

<編集後記>

◆今月号の「めいどinぐんま」でご紹介した冷凍餃子の自販機。実は、人口比で日本は世界一の自販機大国だそうです。

◆最近では、自販機に加えてネットショッピングやセルフレジなど、新たな販売方法が増えて便利になりました。しかし、直接人を介さないサービスが増えているとも言えます。それに加え今は、コロナ禍によって人の温もりを感じる機会が減っているのは寂しい限りです。

◆冷凍餃子の自販機がある敷地内には工場直営店があり、会員になるとDMが送られてきます。そのDMには手書きの可愛いイラストが描かれ、温かみを感じます。もちろん、お得な情報も満載です。

◆夜になるとコタツが欲しい季節になりました。コタツで一人酒も良いですが、外で気兼ねなく仲間と温かい鍋を囲んで楽しく飲める日が早く来ることを祈っております。

(Y. M)